

新たな市指定重要文化財の指定について  
次の物件を藤沢市指定重要文化財に指定する。

2021年（令和3年）11月19日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将 宏

指定物件

区分	記念物
文化財の種類	史跡
名称	大庭城跡
数量	1箇所
所在地	藤沢市大庭字城山5230番1
管理者の住所・氏名	藤沢市長 鈴木 恒夫
指定物件の概要	扇谷上杉氏の城館。伊勢宗瑞（北条早雲）により永正9年（1512年）に攻め落とされたと考えられる。現在でも土塁や堀など城館を偲ぶ遺構が明瞭な形で残されている。

提案理由

この議案を提出したのは、当該史跡の歴史的価値並びに希少価値を鑑み、藤沢市文化財保護条例第3条第1項の規定により藤沢市指定重要文化財に指定し、保護を図る必要による。

参 考

藤沢市文化財保護条例抜粋

（文化財の指定）

第3条 教育委員会は、この市の区域内に存する文化財のうち、この市にとって重要なものについて、有形文化財、無形文化財及び民俗文化財を藤沢市指定重要文化財に、記念物を藤沢市指定史跡、藤沢市指定名勝又は藤沢市指定天然記念物に指定することができる。

2 前項の規定による指定は、文化財の所有者、占有者又は保存に当たっている者（以下「所有者等」という。）の申請によるほか、教育委員会が所有者等の同意を得て行うものとする。

3 教育委員会は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示するとともに当該所有者等に通知し、かつ、指定書を交付しなければならない。

おおばじょうあと  
大庭城跡

指定名称 大庭城跡 1 箇所  
指定分野 史跡  
所在地 藤沢市大庭字城山 5 2 3 0 番 1  
管理者 藤沢市朝日町 1 番地の 1 藤沢市長 鈴木 恒夫

内 容

大庭城は現在の研究では扇谷上杉おうぎがやつうえすぎ氏時代の城館と考えられており、この時代の城館は湘南地域では現存するもので唯一のものである。築城した人物や時期については判明していないが、扇谷上杉氏の歴代当主と非常に血縁が強い朝昌ともまさという人物が大庭城を守備していたことが文献から確認されている。なお永正 9 年(1512 年)に伊勢宗瑞(北条早雲)により落城した後は廃城となったと考えられる

大庭城跡はこれまでに 25 回発掘調査が行われているが調査の結果、掘立柱建物群や、土塁や堀どるい ほりが見つかっている。特に令和 2 年度から令和 3 年度にかけおこなわれた第 25 次調査では、主郭西側斜面から帯曲輪おびぐるわの存在が確認された。県内で発掘調査の成果から帯曲輪が確認されたものは大庭城が初めてとなる。

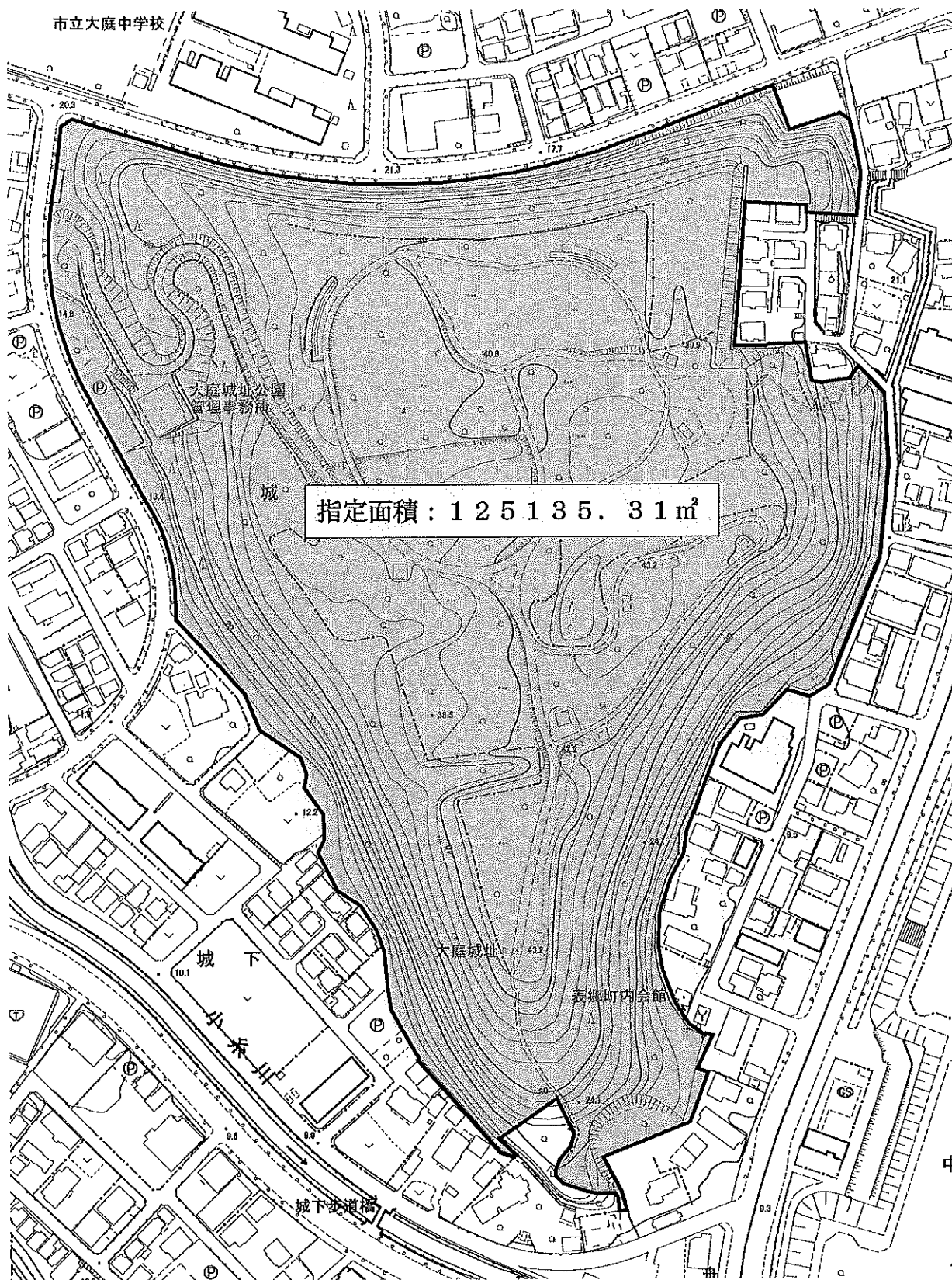
以上のように大庭城跡は関東の戦国史を考える上で貴重な遺跡である。



大庭城跡 (南東から)



掘立柱建物が確認された館址広場 (南東から)



S=1/2500

大庭城跡市指定範囲